

指定施設使用料徴収事務処理要領

この要領は、宮城県（以下「甲」という。）が〇〇（以下「乙」という。）に委託する使用料の徴収事務の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

- 1 乙は、納入義務者から使用料を徴収しようとするときは、条例、規則及び協定書に照らし、徴収内容、徴収金額、納入義務者、納入期限、納入場所及び所属会計年度等が適当であることを確認しなければならない。
- 2 乙は、指定施設（〇〇漁港）使用料徴収台帳（別紙様式第 1 号）を備え付け、その都度整理し、常に徴収状況を明確にしておかなければならない。
- 3 乙は、納入義務者から現金を領収したときは、領収書を発行し、その控えを保管しておかなければならない。
- 4 乙は、使用料の徴収事務を行うため、原則として専用の決済性預金口座を設けるものとし、領収した現金を領収した日の翌営業日まで当該預金口座に入金し、確実に保管しなければならない。
- 5 乙は、領収した現金を前項の規定による預金口座に入金するまでは、金庫等に保管するなど善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。
- 6 乙は、徴収した使用料を 1 か月ごとに取りまとめ、月ごとの徴収の実績を翌月の 10 日（3 月分は 3 月 31 日）までに、指定施設（〇〇漁港）使用料徴収実績報告書（別紙様式第 2 号）により甲に提出しなければならない。
- 7 乙は、使用料の徴収において、納入期限を過ぎてなお、納入義務者が当該使用料を納入しないときは、速やかに甲に報告するものとする。
- 8 乙は、各会計年度の終了後、指定施設（〇〇漁港）使用料徴収実績完了報告書（別紙様式第 3 号）を甲に提出しなければならない。
- 9 乙は、甲の発行する徴収委託証明書を、納入義務者の見やすい場所に掲示しなければならない。

様式第1号

指 定 施 設 (○ ○ 漁 港) 使 用 料 徵 收 台 帳

令和

年

月分

[illegible]

様式第2号

指定施設（〇〇漁港）使用料徴収実績報告書

宮城県

地方振興事務所長 殿

指定管理者 住 所

名 称

代表者名

令和 年

月分については、次のとおりです。

[illegible]

様式第3号

指定施設（〇〇漁港）使用料徴収実績完了報告書

宮城県

地方振興事務所長 殿

指定管理者 住 所

名 称

代表者名

令和 年度実績については、次のとおりです。

	許可年月日	許可番号	許可期間	上段:船名 下段:船長(m)	所有者(利用者)	住 所	電 話	徴 収 数 件 数	徴収額
4月分	詳 細 に つ い て は 、 各 月 実 績 報 告 書 の と お り 。								
5月分	同 上								
6月分	同 上								
7月分	同 上								
8月分	同 上								
9月分	同 上								
10月分	同 上								
11月分	同 上								
12月分	同 上								
1月分	同 上								
2月分	同 上								
3月分	同 上								
計									